

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【適用ファイル(つづき)】

開始年月
終了年月
取消年月日
金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義人
取消年月日
開始年月日
終了予定年月
終了年月日
子の生年月日
子の区分
開始年月日
終了予定年月
終了年月日
出産日
出産予定日
出産区分
該当年月日
非該当年月日
区分
除外開始年月日
除外終了年月日
除外事由
変更前漢字氏名
変更前カナ氏名
変更前生年月日
変更前性別
所属コード
所属名称
被扶養者証番号
被扶養者漢字氏名
被扶養者カナ氏名
被扶養者生年月日
被扶養者年齢
被扶養者性別
被扶養者続柄
被扶養者続柄続番
被扶養者認定年月日
被扶養者解除年月日
被扶養者解除予定年月日
被扶養者介護資格状況
被扶養者介護開始年月日
被扶養者介護適用除外開始年月日
被扶養者介護適用除外終了年月日
被扶養者介護適用除外事由
被扶養者同居区分
被扶養者認定区分
被扶養者給付区分
被扶養者解除理由
被扶養者認定期限
被扶養者基礎年金番号
被扶養者異動履歴
被扶養者老健該当月
被扶養者老健該当年月
被扶養者老健非該当年月
被扶養者資格確認書記載氏名
被扶養者資格確認書振込氏名
被扶養者資格確認書生年月日
被扶養者資格確認書性別
被扶養者資格確認書有効期限
被扶養者資格確認書交付年月日

被扶養者資格確認書回収区分
被扶養者資格確認書回収年月日
被扶養者高齢受給者証発効年月日
被扶養者高齢受給者証負担割合
被扶養者高齢受給者証有効期限
被扶養者高齢受給者証交付年月日
被扶養者高齢受給者証交付処理年月日
被扶養者高齢受給者証交付回収状況
被扶養者高齢受給者証回収年月日
被扶養者同居区分
被扶養者居所郵便番号一住民票郵便番号
被扶養者居所住所一住民票住所
被扶養者電話番号
被扶養者FAX番号

【給付ファイル】

< 適用情報 >
事業所記号
被保険者番号
続柄
扶番
< 傷病手当金支給項目 >
本支部コード
受付年度
受付通番
療養のため休んだ年月日(自-至)
療養のため休んだ日数
支給開始年月日-終了年月日
支給期間
支給額
< 出産手当金情報 >
本支部コード
受付年度
受付通番
出産年月日
出産のため休んだ期間(自-至)
出産のため休んだ日数
支給額
支給年月日
< 埋葬料費情報 >
本支部コード
受付年度
受付通番
死亡年月日
埋葬年月日
支給額
支給年月日
< 出産育児一時金情報 >
本支部コード
受付年度
受付通番
出産年月日
生産児数
死産児数
支給額
支給年月日
< 家族埋葬料費情報 >
本支部コード
受付年度
受付通番
被保険者との続柄
死亡年月日
埋葬年月日
支給額

< 家族出産育児一時金情報 >
本支部コード
受付年度
受付通番
出産年月日
生産児数
死産児数
支給額
支給年月日
< 高額介護合算療養費情報 >
本支部コード
受付年度
受付通番
給付年度
自己負担額計算対象年月日(自-至)
被用者保険加入年月(自-至)
自己負担額合計
自己負担額高齢者分再掲
< 限度額適用認定証関連情報 >
本支部コード
証区分
作成通番
適用区分
取消コード
交付年月日
発効年月日
有効期限
長期該当年月日
取消年月日
回収年月日
回収区分
×モ
< 特定疾病療養受療証情報 >
本支部コード
交付番号
交付年月日
発効期日
認定疾病コード
取消コード
取消年月日
回収年月日
所得区分(自己負担限度額)
< 給付金支払先口座情報 >(*1)
銀行コード
支店コード
預金種別
口座番号
口座名義人

(*1) 公金受取口座利用希望の場合は、情報照会により入手した口座情報を記録。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【情報提供等記録項目】

処理番号
処理番号の枝番
事務名称
事務手続名称
情報照会者部署名称
情報提供者部署名称
提供の求めの日時
提供の日時
特定個人情報名称
不開示コード
過誤事由コード
被保険者枝番

※中間サーバー等に保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(健康保険基幹情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

【本人確認項目】

その他条件 履歴情報
その他条件 消除者
その他条件 異動事由
主たる照会条件
事務区分(住基法)
事務区分(番号法)
住所
住所(大字以降)
住民区分
個人番号
利用事由
変更状況
市町村コード
市町村名
性別
情報表示
氏名
氏名かな
照会対象期間終了 年月日
照会対象期間開始 年月日
照会対象期間(照会基準日)
生存状況
生年月日
異動事由
異動年月日
異動有無
要求レコード番号

※既存システムの情報(資格IDを通じ個人番号と紐付き)直接個人番号を記録するファイルはない。

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」 (1/2)

提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1 全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令第4条で定めるもの
2 健康保険組合	主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第5条で定めるもの
3 全国健康保険協会	主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第8条で定めるもの
4 都道府県知事	主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第15条で定めるもの
5 市町村長	主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令第29条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第29条で定めるもの
6 都道府県知事	主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令第40条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第40条で定めるもの
7 都道府県知事	主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第44条で定めるもの
8 市町村長	主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第50条で定めるもの
9 日本私立学校振興・共済事業団	主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第58条で定めるもの
10 国家公務員共済組合	主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第67条で定めるもの
11 市町村長又は国民健康保険組合	主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第71条で定めるもの
12 地方公務員共済組合	主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第85条で定めるもの
13 市町村長	主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第89条で定めるもの

14	後期高齢者医療広域連合	主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第117条で定めるもの
15	都道府県知事等	主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの
16	市町村長	主務省令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第133条で定めるもの
17	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第139条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第139条で定めるもの
18	独立行政法人日本学生支援機構	主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第143条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第143条で定めるもの
19	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令第147条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令第147条で定めるもの

別紙1「特定個人情報の提供先一覧」 (2/2)

提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
20 都道府県知事	主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第160条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第160条で定めるもの
21 都道府県知事等	主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第163条で定めるもの
22 都道府県知事等	主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウィルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第166条で定めるもの
23 都道府県知事等	主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの
24 都道府県知事等	主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令第168条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第168条で定めるもの
25 都道府県知事	主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令第175条で定めるもの

※当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
 ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。